

京都市人権文化推進計画

令和5年度事業計画

京 都 市

◆「京都市人権文化推進計画【改訂版】」における各重要課題等 一覧

I 重要課題別の取組

- 1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり
- 2 子どもを共に育む社会づくり
- 3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり
- 4 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり
- 5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組
- 6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重
- 7 安心して働き続けられる職場づくり
- 8 感染症患者等の人権尊重
- 9 犯罪被害者等の人権尊重
- 10 刑を終えて更生を目指す人
- 11 ホームレスの人権尊重と自立支援
- 12 高度情報化社会における人権尊重
- 13 L G B T 等の性的少数者の人権尊重
- 14 様々な課題
- 15 複数課題に関連する事業

II 教育・啓発、相談・救済の取組

- 1 教育・啓発
- 2 相談・救済

III 計画の推進に関する取組

- 1 推進体制と職員研修
- 2 関係機関、関係団体との連携
- 3 進行管理と評価

※ 本資料では、局の名称を略表記しています。正式名称は以下のとおりです。

文市＝文化市民局

保福＝保健福祉局

子若＝子ども若者はぐくみ局

教育＝教育委員会事務局

産観＝産業観光局

左京区＝左京区役所

「京都市人権文化推進計画 令和5年度事業計画」について

◆ 概要

京都市人権文化推進計画（以下「同計画」といいます。）は、第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）からなっており、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。

同計画の進行管理については、第2章から第4章までを対象としており、本事業計画は、令和5年度の以下の事業について、それぞれの具体的な内容を掲載しています。

◆ 令和5年度事業計画における取組事業数 447事業（別紙1：全事業一覧） （内訳）

新規事業数	3事業
改善事業数	10事業
継続事業数	434事業

＜参考＞令和4年度事業計画における取組事業数 449事業

新規事業数	4事業
改善事業数	5事業
継続事業数	440事業

◆ 令和5年度事業計画については、行財政改革に伴う全庁統一的な視点での事業の見直しを継続して実施することにより、令和4年度事業計画から総事業数は微減傾向にあるが、単に廃止せず、別の事業に統合、集約するなど工夫しながら、事業を計画している（△2事業）。

【具体例】

＜心のふれあいみんなの広場／南区＞

「南区人権映画観賞会」に集約して開催する。

1 新規事業（3事業）

事業名	事業名
(1) 障害者ピアサポート研修事業 (2) 子どもの見守り活動支援事業	(3) 医療的ケア児等地域支援コーディネーター事業

◆ 新規事業の概要

（1）障害者ピアサポート研修事業（障害者／保福）

障害や疾病の経験を持つ方が、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の

ピアサポートを行う取組を推進し、障害者の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安解消を図るため、京都府と連携し、ピアサポートへの理解を促進し、多様なピアサポーターを養成する「障害者ピアサポート研修」を実施する。

1 研修内容

(1) 基礎研修

ピアサポーターとしての基礎知識、コミュニケーション技法の習得等

(2) 基礎研修修了者を対象とする専門研修（講義及び演習）

ピアサポートの専門性のいかし方、現場におけるピアサポートの活用方法等

2 対象者

(1) 府内でピアサポート活動をしたいと考えている障害者

(2) 障害者サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障害者

(3) 上記(1)、(2)の障害者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等

(2) 子どもの見守り活動支援事業（子ども／子若）

子ども食堂や子育て家庭への食品配送等の地域の自主的な取組は、コロナ禍においても増加傾向にあり、これらの活動は、新たな地域コミュニティの場を形成し、子どもや子育て家庭を見守る地域資源として、ますます大切な役割が期待される。

支援が必要な子どもや子育て家庭を定期的に見守り、必要に応じて適切に支援機関につなぐことができるよう、支援が必要な子どもの居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等の見守り活動を行う子ども食堂や子育て家庭への食品配送事業等の運営団体に対し、見守り活動にかかる経費（人件費、運営費）について新たに補助を行う。

令和5年度は、気づきの窓口としての機能強化のための支援として、子ども食堂等の運営団体が自ら意識して子どもの気づきの窓口として取り組んでもらえるよう、子どもの見守りも含め食堂の運営にかかる費用を助成する予定である。また、子どもの見守り活動（個別支援）に対する支援として、子どもの見守り活動に定期的に取り組んでいる団体に対し、国の補助金を活用し、見守り活動に係る費用を助成する。

子ども食堂…140箇所以上（R4.12現在） 食品配送事業…3団体

※ 上記の子ども食堂の設置箇所数及び食品配送事業の団体数については、本市が現時点で把握している数。

(3) 医療的ケア児等地域支援コーディネート事業（子ども／子若）

1 医療的ケア児等の支援に係る主な課題＞

(1) 医療的ケア児等の支援には、医療・福祉など幅広い知識・経験が求められるが、事業所側に支援のノウハウが少なく、医療的ケア児等に対応できる事業所が広がりにくい。

(2) 医療的ケア児等の支援を総合調整する役割が不足しており、特に保育所等の入所時や就学時期における保護者・支援機関等の負担が大きい。

(3) 医療・福祉・教育等の職種を越えた連携・情報共有の場が少なく、顔の見える関係

性づくり、地域におけるネットワークの構築が求められる。

2 事業概要

医療・福祉分野などに精通する「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」の専門家チームにより、支援機関への専門的助言・指導（スーパーバイズ）、医療的ケア児等へのコーディネート支援等を行うモデル事業を実施する。

＜具体的な活動内容の例＞

- ・支援機関へのスーパーバイズ
専門的知識・経験に基づく助言・指導のほか、退院前カンファレンスや退院後の訪問活動への同席等の伴走支援を行う。
- ・医療的ケア児等へのコーディネート支援
保育・教育等の施設における受入れの円滑化のためのコーディネート支援のほか、受け入れ施設に対する技術的助言等を行う。
- ・研修の実施等による地域資源の開発等
地域資源の開発、多職種連携の促進を図るため、支援機関や保護者に対して研修・事例検討会等を開催する。
- ・医療的ケア児等に関する情報把握等
地域の医療的ケア児等に関する情報、地域資源に関する情報を把握したうえで、本人同意に基づき、関係機関との情報共有・連携強化等を図る。

2 改善事業（10事業）

事業名	事業名
(1) 人権月間の周知方法	(6) 農福連携による障害者雇用創出の更なる推進
(2) 敬老乗車証の交付	(7) ヤングケアラーへの支援
(3) 京都市成年後見支援センターの設置・運営	(8) 左京区「啓発講演会＋施設見学会」（12月）
(4) 民生児童委員活動支援事業	(9) 農福連携に取り組む農林業者支援事業
(5) 重度障害者タクシー料金助成事業	(10) 小・中学校のバリアフリー化の推進

◆改善事業の概要

(1) 人権月間の周知方法（教育・啓発／文市）

これまで、人権月間については、紙媒体で市政広報板や区役所、支所等で掲示していたが、インターネットを利用した効率的な周知を図るため、12月の人権月間において、インターネット広告を掲載するなど、人権月間を広く周知することにより、人権擁護思想の普及・高揚を図っていく。インターネット広告は、例えば yahoo のトップページにある広告欄を活用し、人権月間の周知及び相談窓口の案内を行う。

紙媒体での周知については、きょう☆COLOR 12月号での掲載等を予定している。

(2) 敬老乗車証の交付（高齢者／保福）

敬老乗車証制度は、交付開始年齢に到達した市民に対して、所得に応じた負担金で年額20万円相当の価値があるフリーパス証を交付する、高齢者の社会参加を支援する施策である。令和4年10月から、交付開始年齢や負担金の引上げ等、制度の持続可能性を高めるための見直しを実施している。

令和5年10月からは、従前のフリーパス証での敬老乗車証交付に加え、敬老バス回数券を新設するとともに、一部地域にのみ交付している、民営バス敬老乗車証の適用地域を拡大することにより、利用者の選択の幅を広げ、利便性の向上につなげる。

<令和5年度の支援内容>

○ 敬老バス回数券の新設

・ 概要

従来のフリーパス証の負担金額ほど利用しない方の社会参加を支援するため、市内のバス路線の利用に限定した回数券方式の「敬老バス回数券」を新設する。

・ 交付対象者

交付開始年齢に到達した、合計所得金額700万円未満の方（フリーパス証と同様）

・ 内容

「敬老バス回数券」又は「フリーパス証」のどちらか一方を交付（併給不可）

○ 民営バス敬老乗車証の適用地域の拡大

・ 概要

市バスが運行していない特定の地域にお住まいの対象者に対し、市バス・地下鉄敬老乗車証（フリーパス証）と併せて、特定の区間・民営バスに乗車できる民営バス敬老乗車証を交付している。これまでの民営バス敬老乗車証の適用地域の拡大に係る地域要望等も考慮しつつ、適用地域を拡大する。

(3) 京都市成年後見支援センターの設置・運営（高齢者／保福）

これまでから、福祉サービスの利用や家賃・公共料金等の支払い、生活費などを計画的に使うことに不安のある方に対して、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、京都市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業※を活用した支援を行っているが、認知症高齢者や知的・精神障害者の増加に伴い、本市を含め、全国的に待機者が生じていることが課題となっている。

※ 高齢や障害により、判断能力が不十分な方が、自立した生活を送れるよう、本人との契約に基づき金銭管理や福祉サービスの利用を支援する事業

また、本市においても認知症高齢者等の増加によって、日常生活自立支援事業及び成年後見制度のニーズの増加が見込まれている。

そのような中、令和4年3月に、成年後見制度の更なる利用促進と運用改善を図るため、国において「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、利用者の判断能力の低下に伴う日常生活自立支援事業から成年後見制度への適切かつ円滑な移行をはじめとした、総合的な権利擁護支援策の充実の必要性が示された。

令和5年度は、日常生活自立支援事業の利用者をはじめ、権利擁護支援を必要とする方々に対して、成年後見制度の更なる普及啓発・利用促進をはじめとした、総合的な権利擁護の取組の推進を図る。

＜令和5年度の支援内容＞

○ 京都市成年後見支援センター（ひと・まち交流館京都内）に、新たに利用促進支援員を2名配置することで、以下の取組を推進する。

- ・ 日常生活自立支援事業の利用者が認知機能の低下や身体状況の悪化等により、利用者自身が介護サービスの契約ができない場合等に、当該利用者を支援するチームに、利用促進支援員が参画し、成年後見制度の手續支援を行うなど、迅速かつ適切に成年後見制度の利用につなげ、利用者の意思決定の支援を推進する。
- ・ 増加する成年後見制度に関する相談に引き続き丁寧に対応できるよう、相談、広報・啓発及び申立ての支援を推進する。

〔4〕民生児童委員活動支援事業（複数課題／保福）

近年、子どもの貧困、ひきこもり、孤独・孤立など、地域住民が直面する生活課題が複合化・複雑化する中、ますますきめ細やかな支援が求められる状況となっている。

その一方で、地域のつながりの希薄化や少子高齢化の進展等により、民生児童委員の担い手不足が全国的な課題となっており、加えて、新型コロナウイルスの感染防止対策により、民生児童委員活動も制限を受け、困りごとを抱えた方へのアプローチ方法について、様々な工夫や検討が必要になる等、活動そのものへの不安や悩みが増している状況にある。

【事業概要】

地域福祉を推進する民生児童委員（老人福祉員を含む。以下同じ。）が、安心して、安定的・継続的に活動していけるよう、民生児童委員の活動に必要な知識や技術等の向上を支援し、地域の特性に応じた民生児童委員活動の充実を図るとともに、活動の不安や負担感等の軽減に取り組む。

具体的には、民生児童委員活動支援員（1名）を配置し、関係福祉団体と連携しながら、民生児童委員活動のノウハウや先駆的・特徴的な取組を蓄積するとともに、日々の対応に関する悩みや困難な課題を抱える学区民生児童委員協議会等からの相談に応じ、助言や対応支援等を行う。同時に、参考となる取組や相談支援の好事例を、研修の開催等にあわせて他学区にも紹介することで、活動の底上げを図る。

また、平時から民生児童委員活動の把握等を行うとともに、民生児童委員制度について、積極的に情報発信等を行い、市民への周知・啓発を進めることで、担い手の確保につなげていく。

〔５〕重度障害者タクシー料金助成事業（障害者／保福）

重度障害のある人※に対して、日常生活の利便と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する事業を実施している。

令和５年度は、利便性向上のため、乗車１回当たりのタクシー利用券の使用可能枚数を、現行の２枚から４枚へ見直す予定である。

（助成額）１枚につき５００円の助成で、対象者には１か月につき４枚、最大で年間４８枚の利用券を交付。

※（対象者）次のいずれかに該当する障害者で、市バス・地下鉄の福祉乗車証及び敬老乗車証を利用していない方。

- ・身体障害者手帳（１・２級）の交付を受けている方
- ・療育手帳（Ａ判定）の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けている方

〔６〕農福連携による障害者雇用創出の更なる推進（障害者／保福）

本市では、障害福祉サービス等事業所と、後継者の確保が難しく技術の伝承が危ぶまれる農業界との農福連携による取組を進めることにより、障害のある方の就労促進や雇用創出を促進するとともに、工賃の向上に取り組んでいる。

令和２年度から４年度までは、本市の独自ブランドである新京野菜を活用した「京都らしい農福連携推進事業」を実施し、個人農家及び福祉施設と連携し、未完熟の「京の黄真珠」を活用した「柚子胡椒」の開発業務を就労継続支援Ｂ型事業所「飛鳥井ワークセンター」の受託につなげたり、黄真珠の選別業務を障害福祉サービス等事業所の受託につなげるなど、農福連携による障害のある方の就労を促進し、一定の実証効果がみられた。

令和５年度以降はこれまでの実証効果を踏まえて、引き続き産観と連携し、中規模農家等をターゲットとし、農福連携の営業活動を行い、新京野菜以外の農産物に係る委託業務（農作物の種まき、除草作業、肥料撒き、収穫等）の抽出・新商品の開発・農福連携の取組に係る説明会等の実施を行うことにより、農福連携の更なる拡大を図り、障害のある方の就労機会を一層推進する。

具体的には、本市からＮＰＯ法人京都ほっとはあとセンターへ委託し、京都ほっとはあとセンターが営業活動、農家と福祉施設のマッチングを実施し、農福連携の対象を新京野菜だけでなく全ての農作物に拡大（農家からの要望あり）することにより、障害者福祉施設の業務受託量の増に伴う経済効果や福祉的就労の底上げなどに加えて、農家と福祉施設の関係の構築が図られ、農家から福祉施設への農作業の委託や農作物を使った新商品開発が自発的に行われ、取組が自走化することにより、障害のある方の就労機会の創出に繋がるように事業を展開していく。

<障害のある人の就労に繋がる主な支援内容>

- ・農家側が行う生産体験実習会への参加募集

- ・ 生産体験実習会終了後のフォロー
- ・ 農家から障害福祉サービス等事業所へ委託する農作物の生産・加工・販売等の業務の斡旋
- ・ 農作物を活用した新製品の開発
- ・ 開発した新製品を活用した企画運営 等

〔7〕ヤングケアラーへの支援（子ども／子若・教育・保福）

本市では、令和3年度にヤングケアラー部会を設置し、実態調査を実施したところ、ヤングケアラーの認知度を高めること、周りの大人が気づき、支援につなげる環境づくりを進めること、などが必要であることが判明したため、令和4年度以降、社会的認知度の向上に向けた普及啓発を実施した。令和5年度においても、令和3年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、引き続き、ヤングケアラーの社会的認知度を高めるため、子どもや市民向けの普及啓発に取り組んでいく。

具体的な支援に当たっては、現在、多分野・多機関協働により必要な支援につながるよう連携体制を構築し、各分野の既存の施策を組み合わせた支援に取り組んでいるが、ヤングケアラーの抱える要因や背景は様々であり、制度の狭間に陥るケースも想定されるため、制度の狭間にあるヤングケアラー本人の家事・育児の支援を通じてヤングケアラーがいる世帯の負担軽減を図るとともに、対象世帯の課題やニーズ把握することを目的として、新たにヤングケアラー世帯向けの訪問支援事業を一部（2区程度）の行政区でモデル的に実施する予定である。

〔8〕左京区「啓発講演会＋施設見学会」（12月）（更生／左京区）

区内にある人権擁護に関する施設を身近に感じてもらうとともに、その施設に関連する人権の知識を深めてもらうことを事業目的として、京都家庭裁判所や法務少年支援センター等、人権を守るための司法関係機関の施設がある左京区の特色を活かし、区民に施設の意義や目的を周知するとともに、「更生」「再犯防止」等のテーマについて考えてもらう機会とする。

なお、本事業は、昨年度まではワークショップとしていたが、参加者がなかなか集まらず、また、新型コロナウイルス感染症によるキャンセルで実施に必要な人数が足りなくなる等の課題があったため、講演会に切り替えた。

〔9〕農福連携に取り組む農林業者支援事業（障害者／産観）

農林業者の高齢化や担い手不足が進んでいる中で、障害のある方等が農林業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組である「農福連携」が、近年、注目されている。

本市では、大学等と連携して開発を進めてきた新京野菜のひとつである「京の黄真珠（きしんじゅ）」の選別作業（令和元年度～）が、農福連携のモデルケースとして広がってきている。しかし、農福連携については、農林業者の認知度が低いほか、福祉施設との連携を進めるに当たって、障害のある方等にどんな作業をしてもらえるのか、うまくコミュニケ

ーションをとれるのか不安があることなどが課題となっており、取り組む農林業者が依然として少ない状況である。

このため、今後、農福連携の支援対象等を農林業全体に拡大し、農福連携の取組を普及していくためにも、市内農林業者が、障害福祉サービス等事業所と連携しながら実施する試行的な取組等を支援することで、諸々の不安を解消していくことを事業の狙いとして、障害のある方の就労や生きがいつくりの場を生み出すとともに、高齢化や担い手不足が進む農林業分野における新たな働き手の確保につなげていく。

<令和5年度の支援内容>

市内農林業者が、初めて短期の作業を委託する際に要する経費や、農福連携技術支援者等を招待し、アドバイス等を受ける際に要する経費に対する支援を行う。

○対象：農林業者（個人）

○内容：初めて福祉施設に作業を委託する経費

農福連携技術支援者等※への講師謝礼 等

※ 農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスできる専門人材（農林水産省認定、農福連携技術支援者育成研修修了者等）

（１０）小・中学校のバリアフリー化の推進（障害者／教育）

本市学校施設マネジメント基本計画においては「学校施設の目指すべき姿」の１つに「安心・安全な施設環境づくり、バリアフリー化の推進」を掲げ、これまで長寿命化改修や快適トイレ整備等と併せて、段差解消、エレベーター（以下、ＥＶ）・スロープ新設、多機能トイレ新設・トイレ洋式化などの整備に取り組んできた。

令和２年度のバリアフリー法改正に伴い、文部科学省が小・中学校のバリアフリー整備目標※（目標期限：令和７年度末）を同年度に設定したことを受け、子どもの学習・生活の場、地域の活動拠点・避難所としてのバリアフリー環境の向上に向けた取組に令和３年度から着手したところであるが、今後一層の整備を図る。

<令和5年度の事業内容>

【段差解消整備】

校舎・体育館の出入口から同階の教室等までの間に段差がある小・中学校について、スロープ等による段差解消を進めていく。

【エレベーター整備】

階段昇降機が使用できないなど、階段による上下階の移動が著しく困難な要配慮児童生徒等が在籍する（在籍予定を含む）学校について、校舎長寿命化改修事業など他事業によるＥＶ整備と合わせて、ＥＶ設置を進めていく。

（令和５年度：設計３校、基本計画数校）